平成２１年（フ）第９２号
兵庫県淡路市塩尾749番地８　県営塩尾住宅２―306
債務者　三島　勝義
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで　神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２１年（フ）第１０２号
長崎県南島原市有家町中須川740番地１
債務者　相川　真理
1　決定年月日時　平成21年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで　長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２１年（フ）第６０９号
青森市大字浦町字奥野331番地12
債務者　髙森　宏一
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで　青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３０４号
青森県弘前市大字新岡字萩流160番地17
債務者　五十嵐ミツ子
1　決定年月日時　平成21年11月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで　青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（フ）第３３５号
青森県黒石市大字上十川字北原一番７番地３
債務者　山口　節子
1　決定年月日時　平成21年11月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで　青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（フ）第３３８号
青森県弘前市大字蒔苗字野田28番地
債務者　笹　　賢悦
1　決定年月日時　平成21年11月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで　青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（フ）第７４０号
盛岡市湯沢東３丁目12番２号
債務者　野呂　宗一
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第７４８号
岩手県宮古市蟇目第８地割119番地１　飛の沢団地２号
債務者　佐々木　正
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第５００号
埼玉県草加市金明町706番地５
債務者　半田絵里子
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第５４０号
埼玉県草加市瀬崎町429番地１
債務者　岡野谷和子（旧姓坂井）
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第５７８号
埼玉県春日部市備後東２丁目１番27号
債務者　伊東　信之
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第５８３号
埼玉県草加市柳島町525番地１　草加スカイハイツ222号
債務者　深瀬きみ子
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第６２６号
埼玉県坂戸市にっさい花みず木四丁目９番地２
債務者　柳島　勝馬
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第６６３号
埼玉県川越市大字寺尾743番地１　サンライズ101号室
債務者　鈴木　一史
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第６７６号
埼玉県入間郡三芳町大字藤久保319番地15　イトーハイム201号
債務者　中村　綾子
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第７０４号
埼玉県川越市大字下広谷1128番地４
債務者　樋渡　春美
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第７０５号
埼玉県川越市大字寺尾44番地６
債務者　松本　将則
1　決定年月日時　平成21年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第３１４８号
札幌市西区山の手１条１丁目３番25―107号
債務者　斎藤　喜雄
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月20日まで　札幌地方裁判所民事第４部